

作成日：2016年4月1日

改訂日：2026年4月1日

都市ガス 13A 安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品名	都市ガス 13A
供給エリア	焼津市、藤枝市、島田市、群馬県甘楽郡下仁田町
会社名	東海ガス株式会社
担当部署	供給保安事業部 供給保安部 供給管理課
住所	静岡県藤枝市青木 2 丁目 29 番 1 号
電話番号	(焼津・藤枝・島田) 054-647-7151 (下仁田) 0274-64-9400
緊急連絡番号 (ガス漏れ等緊急時)	(焼津・藤枝・島田) 054-647-7154 (下仁田) 0274-64-9400
推奨用途及び使用上の制限	燃料、水素製造原料

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類		
物理化学的危険性	爆発物	区分に該当しない
	可燃性又は引火性ガス(化学的に不安定なガスを含む)	区分 1
	エアゾール	区分に該当しない
	支燃性又は酸化性ガス	区分外
	引火性液体	区分に該当しない
	高压ガス	区分に該当しない〔導管供給の場合〕 圧縮ガス〔ボンベ供給の場合〕
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	区分に該当しない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない

	酸化性液体	区分に該当しない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	区分に該当しない
	金属腐食性物質	分類できない
	鈍正化爆発物	区分に該当しない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分に該当しない
	急性毒性（経皮）	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：ガス）	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：粉じん、ミス ト）	区分に該当しない
	皮膚腐食性／皮膚刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激 性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（麻酔作用）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類できない
誤えん有害性	区分に該当しない	
環境に対する有害性	水性環境有害性 短期（急性）	分類できない
	水性環境有害性 長期（慢性）	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない
絵表示又は シンボル		
注意喚起語	危険	
危険有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて可燃性又は引火性の高いガス ・眠気又はめまいのおそれ 	
注意書き	<p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。（禁煙） 	

ボンベ供給の場合

-
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 - ・ガスの吸入を避けること。
 - ・都市ガスの取扱いに際しては、本 SDS に記載されている内容を確認し理解したうえで取り扱うこと

【救急措置】

- ・漏えいガス火災の場合、ガスが漏えいしている状態で消火するとかえって危険なため、ガスが安全に停止されない限り消火しないこと。
- ・安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- ・漏えい箇所の上流に設置されているバルブ又はコックを閉止すること。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪い時は、医師に連絡すること

【保管】

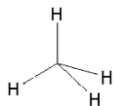
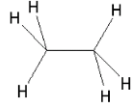
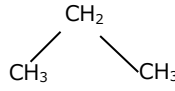
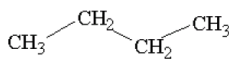
- ・都市ガスを使用する室内においては常時有効な換気を確保すること。
- ・導管およびバルブの識別を確実にすること。
- ・漏えいのないように定期的に点検するかガス漏れ警報器を設置すること。
- ・ボンベ供給の場合、換気のよい場所で保管すること。
- ・ボンベ供給の場合、容器を密閉しておくこと。
- ・ボンベ供給の場合、施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・適切な燃焼器具を用いて燃焼処理を行い、放出しないこと。
 - ・ボンベ供給の場合、内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に依頼して廃棄すること。
-

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の 区別	混合物
化学名又は一般名	都市ガス 1 3 A (City Gas 13A)
慣用名又は別名	天然ガス (Natural gas)、アルカン (Alkanes:C1~C4) (メタン、 エタン、プロパン、ブタンの気体混合物)
化学式	メタン：CH ₄ 、エタン：C ₂ H ₆ 、プロパン：C ₃ H ₈ 、ブタン：C ₄ H ₁₀

化学特性(化学式又は構造式)	(メタン) 	(エタン) 	(プロパン) 	(ブタン) 
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	メタン：(2)-1、エタン：(2)-2、プロパン：(2)-3、ブタン：(2)-4 天然ガス:8006-14-2			
C A S 番号	74-82-8(メタン)、74-84-0 (エタン)、74-98-6 (プロパン)、 106-97-8 (ブタン)			
分類に寄与する成分	付臭剤：ガス漏えい時に、都市ガスとわかる臭い成分を添加 添加量：希釈倍率として 1,000 倍以上 付臭主成分：TBM、DMS			
濃度又は濃度範囲	メタン	75～80wt%		
	エタン	15wt%未満		
	プロパン	20wt%未満		
	ブタン	10wt%未満		

4.応急措置

吸入した場合	患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静に努める。呼吸が停止している場合は人工呼吸を行い、呼吸困難の場合は酸素吸入を行う。気分の悪いときは、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	ガス状物質であり、皮膚に付着することはないと考えられる。 皮膚刺激性・感作性に関する情報はない。
眼に入った場合	ガスが眼に入った場合、水で 15～20 分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	ガス状物質であり、飲用摂取することはないと考えられる。
予想される急性症状 及び遅発性症状	酸素欠乏症、窒息：高濃度のガスを吸入すると一呼吸で意識を失う。この状態が継続すると死に至る
最も重要な兆候及び 症状	<ul style="list-style-type: none"> ・単純窒息性ガスであり、高濃度で麻酔作用を伴う可能性がある。 ・高濃度ばく露（高濃度のガスの吸入）では、息切れ、眠気、頭痛、失調状態、視覚障害、嘔吐等の症状が現れる。 ・高濃度ばく露が継続する状態では、低酸素状態となり、チアノーゼ、四肢の麻痺、中枢神経の落ち込み、心臓感作、意識不明等を経て死に至る。

5.火災時の措置

火災時の措置	<p>①機器栓・ガス栓を閉止し、ガスの供給をしゃ断する。</p> <p>火災発生箇所の上流側に設置されているバルブ又はコックを閉止すること。</p> <p>②初期の火災には、水、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。</p> <p>③連絡・出動要請</p> <p><ガス事業者以外></p> <p>すみやかに最寄りの消防署および静岡ガス株式会社に連絡し、出動を要請する。</p> <p><ガス事業者：卸し供給></p> <p>すみやかに最寄りの消防署に連絡し、出動を要請する。</p>
適切な消火剤	泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素（直接消火に有効な消火剤ではない）
使ってはならない消火剤	特にない。
特有の危険有害性	<ul style="list-style-type: none">・通常想定される火災では二酸化炭素が発生する。・密閉された室内など空気供給の少ない状況では、二酸化炭素に加え一酸化炭素が発生する可能性がある。・酸素欠乏、一酸化炭素中毒のおそれ
特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none">・漏えいガス火災の場合、ガスが漏えいしている状態で消火するとかえって危険なため、ガスが安全に停止されない限り消火しないこと。漏えい箇所の上流側に設置されているバルブ又はコックを閉止すること。・ボンベ供給の場合、容器は火災に包まれると、内圧が上昇し破裂したり、安全栓が作動しガスの噴出する恐れがあるため、容器の移動が可能であれば、速やかに安全な場所へ移動させる。移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し、容器の破裂を防止する。 <p>又、関係者以外は安全な場所に退去させる。</p>
消火を行う者の保護	防火服などを着用し、火炎から体を保護する。 (長靴、消防服、手袋、眼と顔の保護、および呼吸器用保護具)

6.漏出時の措置

漏出時の措置	<p>①すみやかに付近の着火源を取り除く。</p> <p>②電気器具のスイッチの操作を禁止する。</p> <p>③機器栓・ガス栓を閉止する。</p>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい箇所の上流側に設置されているバルブ又はコックを閉止し、ガスの供給を絶つ。 ・ボンベ供給の場合、容器からの漏えいの場合は容器弁を締め漏出を止める。容器からの漏出が止まらない場合、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
	<p>④窓を開放し換気する</p> <p>(電気機器のスイッチの操作を禁止しているため、換気用設備を始動させることは禁止)。</p>
	<p>⑤ガスが拡散するまでガスの臭気が感知される地域から人を避難させる。また、ロープを張るなどして同地域への人の立ち入りを禁止する。</p>
	<p>⑥すみやかに最寄りの静岡ガス株式会社に連絡し、出勤を要請する。(ガス事業者以外のみ)</p>
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えいガスを大量に吸い込まないように注意する。 ・防護マスクなどで、口・鼻を保護する。 ・吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。
環境に対する注意事項	情報なし
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏えいしたガスの回収はできないため、酸素欠乏に注意して換気に努める。
二次災害の防止策	<p>①付近の着火源を取り除く</p> <p>②ガスが拡散するまでガスの臭気が感知される地域から人を避難させる。また、ロープを張るなどして同地域への人の立ち入りを禁止する。</p> <p>③すみやかに最寄りの静岡ガス株式会社に連絡し、出勤を要請する。(ガス事業者以外のみ)</p>

7. 取り扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策

ガスを取り扱う室内においては、漏えいのないことを定期的にチェックし、常時有効な換気を確保する。また、その室内の電気設備は防爆仕様のものを設置する。法令によりガス漏れ警報器（または設備）の

	設置が義務付けられている場合には、法令の規定に従って設置するとともに、適宜警報器等の点検を実施し、その機能を維持しておく。
局所排気・全体換気	防爆仕様の局所排気・全体換気を行う
安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用後は、バルブ類を完全に閉止する。 ・漏えいすると、発火、爆発する危険性があるので、周辺において、高温物、火花、火気の使用をしない。 ・ガスを故意に吸い込まないこと。多量に吸入すると窒息する危険性がある。 ・作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。 ・ボンベ供給の場合、容器弁等の操作は丁寧にいき、過大な力を掛けない。容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱いをしない。転倒・転落防止措置を講ずる。使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。ガスを容器から取り出す場合は、必ず減圧弁を用いる。ガスによる爆発を防止するため、周囲に着火源がないことを確認する。支燃性物質との混合をさける。
接触回避	以下、『10. 安定性及び反応性』の項参照
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	<p>導管供給の場合、該当しない</p> <p>ボンベ供給の場合、高圧ガス保安法に定められた方法により貯蔵する。</p>
技術的対策	ボンベ供給の場合、充填容器、残ガス容器のいずれであっても貯蔵所に保管する。
保管条件	ボンベ供給の場合、貯蔵所の周囲には火気、引火性、発火性物質を置かない
混蝕禁止物質	ボンベ供給の場合、強力な酸化剤（酸素、ハロゲン等）と一緒に保管しない。
容器包装材料	<p>ボンベ供給の場合、容器は 40℃以下の温度に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。</p> <p>容器はベルト、ロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する</p>

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	

日本産衛学会 (2014)	ブタン (全異性体) 500 ppm
ACGIH TLV-STEL(2014)	ブタン (全異性体) 1,000 ppm
設備対策	防爆仕様の局所排気・全体換気を行う。法令によりガス漏れ警報器(または設備)の設置が義務付けられている場合には、法令の規定に従って設置するとともに、適宜警報器等の点検を実施し、その機能を維持しておく。
保護具	導管より供給されるため該当しない。
呼吸器の保護具	状況に応じて、適切な呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク、送気マスク、自給式空気呼吸器等)を着用すること。
手の保護具	必要により保護手袋を着用すること。
眼の保護具	必要により保護眼鏡を着用すること
皮膚及び身体 の保護具	必要により耐熱服、安全靴を着用すること。

9.物理的及び化学的性質 (都市ガス 13A)

物理的状態 色	空気より軽い無色透明な気体で単純窒息性ガス 無色透明
臭い(臭いのしきい (閾)値)	安全のため付臭しており、ガス臭を有する 希釈倍率 1,000 倍 ⁱ (都市ガス 13A)
融点/凝固点	-183℃ (融点) ⁱⁱ (メタン)
沸点又は初留点及び 沸騰範囲	-161℃ (沸点) ⁱⁱ (メタン)
可燃性	可燃性ガス
爆発下限界及び爆発 上限界	4.3~14.5% ⁱⁱⁱ (都市ガス 13A)
引火点	-187.78℃ ^{iv} (メタン)
自然発火点	537℃ ⁱⁱ (メタン)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	0.0109mPa·s(17℃) ^v (メタン)
溶解度(水)	3.3ml/100ml(20℃ メタン) ⁱⁱ
オクタノール/水分 配係数	1.09 ⁱⁱ (メタン)

蒸気圧	147kPa(21℃) ^{vi} (メタン)
密度 (比重)(空気=1)	0.655 ⁱⁱⁱ (都市ガス1.3A)
相対ガス密度 (空気=1)	0.6 ⁱⁱ (メタン)
粒子特性	データなし

(各成分)

	メタン	エタン	プロパン	ブタン
物理的状態、形状、色など ⁱⁱ	空気より軽い無色透明な気体	無色透明な気体	空気より重い無色透明な気体	空気より重い無色透明な気体
色	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭い ⁱⁱ	無臭	無臭	無臭	無臭
融点/凝固点 ⁱⁱ	-183℃ (融点)	-183℃ (融点)	-189.7℃(融点)	-138℃ (融点)
沸点又は初留点及び沸騰範囲 ⁱⁱ	-161℃ (沸点)	-89℃ (沸点)	-42℃ (沸点)	-0.5℃ (沸点)
可燃性	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス	可燃性ガス
爆発下限界及び爆発上限界 ⁱⁱ	5~15vol%	3~12.5vol%	2.1~9.5vol%	1.8~8.4vol%
引火点 (℃) ^{vii}	-187.78	-135	-104.44	-60.0
自然発火点 ⁱⁱ	537℃	472℃	450℃	365℃
分解温度	データなし	データなし	データなし	データなし
pH	データなし	データなし	データなし	データなし
動粘性率 ^v	10.87μPa・s (17℃)	9.15μPa・s (17℃)	7.99μPa・s (17℃)	7.36μPa・s (17℃)
溶解度 (水) ^{ii, vii}	33ml/l(20℃)	非常に溶けにくい(20℃)	0.070g/l(20℃)	0.061g/l(20℃)
	アルコール、エーテルに可溶	アルコールに難溶	アルコールに可溶、エーテルに易容	アルコール、エーテルに易容
オクタノール/水分配係数 (Log Pow) ⁱⁱ	1.09	1.81	2.36	2.89
蒸気圧	147kPa (21℃) ^{vi}	3850kPa (20℃) ⁱⁱ	840kPa (20℃) ⁱⁱ	213.7kPa (21.1℃) ⁱⁱ

密度 (比重) (空気 = 1)	0.555	1.047	1.552	
viii,ix	0.4228(-162℃)	0.5446(-89℃)	0.493(25℃)	0.573(25℃)
相対ガス密度 (空気 = 1) ii	0.6	1.05	1.6	2.1
臭いのしきい (閾 値) iv	200ppm	185~ 1106mg/m ³	1800~ 36000mg/m ³	2.9~ 14.6mg/m ³
蒸発速度 (酢酸ブチ ル = 1)	データなし	データなし	データなし	データなし
燃焼性 (固体、ガ ス)	データなし	データなし	データなし	可燃性
GHS 分類				
可燃性又は引火性 ガス (化学的に不安定な ガスを含む)	空気との混合物 が 13%以下で引 火性がある。 UNRTDG クラス 2.1 に分類されて いる。 極めて可燃性・ 引火性の高いガ ス (区分 1)	空気との混合物 が 13%以下で引 火性がある。 UNRTDG クラス 2.1 に分類されて いる。 極めて可燃性・ 引火性の高いガ ス (区分 1)	空気との混合物 が 13%以下で引 火性がある。 UNRTDG クラス 2.1 に分類されて いる。 極めて可燃性・ 引火性の高いガ ス (区分 1)	空気との混合物が 13%以下で引火性 がある。 UNRTDG クラス 2.1 に分類されてい る。 極めて可燃性・引 火性の高いガス (区分 1)
高圧ガス 〔ボンベ供給の場合〕	圧縮ガス; -50℃ で完全にガス状 である。 加圧ガス; 熱す ると爆発するお それ (圧縮ガ ス) 深冷液化ガス; 低温にして部分 的に液化させた ガスである。 深冷液化ガス; 凍傷又は負傷す るおそれ (深冷 液化ガス)	圧縮ガス; -50℃ で完全にガス状 である。 加圧ガス; 熱す ると爆発するお それ (圧縮ガ ス) 深冷液化ガス; 低温にして部分 的に液化させた ガスである。 深冷液化ガス; 凍傷又は負傷す るおそれ (深冷 液化ガス)	-50℃を超える温 度で部分的に液 体である。 (臨界温度は 96.81℃)で、- 50℃を超えてい る。) 加圧ガス; 熱す ると爆発するお それ (液化ガ ス)	-50℃を超える温度 で部分的に液体で ある (臨界温度が- 50℃超) 加圧ガス; 熱する と爆発のおそれ (液化ガス)

10. 安定性及び反応性

反応性	高温の表面、火災又は裸火により発火する。
危険有害反応性	・強酸化剤と激しく反応し、発火又は爆発の危険性がある。 例えば、フッ素、塩素、臭素、ヨード、五フッ化臭素、三フッ化塩素、二フッ化三酸素、二フッ化二酸素との接触により発火又は爆発の危険性がある。

避けるべき条件	高温、火花、裸火、混触危険物質との接触。
混蝕危険物質	強酸化剤、例えばフッ素、塩素、臭素、ヨード、五フッ化臭素、三フッ化塩素、二フッ化三酸素、二フッ化二酸素。
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、二酸化炭素が発生するが、密閉された室内など空気供給の少ない状況では、二酸化炭素に加え一酸化炭素が発生する可能性がある。(酸素欠乏、一酸化炭素中毒のおそれ)

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	全成分で情報なし
急性毒性（経皮）	全成分で情報なし
急性毒性（吸入）	急性毒性推定値（A T E mix）：> 342,771 ppm より、区分外。 【A T E mix 算出に用いた元データ】 メタン：マウスでのLC ₅₀ (2時間)値 ^x ：> 500,000 ppm プロパン：モルモットでのLC ₅₀ (4時間)値 ^{xi} ：> 800000ppm ブタン：ラットでのLC ₅₀ (4時間)値 ^{xii,xiii,xiv} ：> 277374ppm
皮膚腐食性／皮膚刺激性	主成分のメタンは皮膚を刺激しない ^{xii} 。エタンは情報なし。プロパンはヒトの皮膚刺激性を検討したところ反応はないに等しい ^{xiv} 。ブタンはデータなし。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	主成分のメタンは眼を刺激しない ^{iv} 。エタン、プロパンは情報なし。ブタンはウサギの眼を刺激しない ^{xiv} 。また、ヒトのガスばく露例に眼刺激性は報告されていないが、明確に有害性を否定する報告もない。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	メタンは in vitro 試験のデータしかない ^{xv} 。エタンは情報なし。プロパンは in vitro 試験のデータのみ ^{xii} 。ブタンは細菌を用いる in vitro 復帰突然変異試験で陰性 ^{iv,xiv,xvi}
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	主成分であるメタンは有害性がないとの記述があるが、エタン、プロパン、ブタンは麻酔作用を示す ^{xii,xiii,xiv} 眠気およびめまいのおそれ（区分3：麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	主成分のメタンは有害性がないとの記述がある ^{xii} 。エタン、プロパンは情報が無い。ブタンは、ラットの反復ばく露試験（イソブタン、ペンタンとの混合物）で毒性が認められていない ^{iv} 。ヒトの麻酔目的の反復ばく露例で多幸感および幻覚がみられたとの報告があるが、反復ばく露で中枢神経系への影響を示唆するデータはない ^{iv}
誤えん有害性	主成分が常温で気体の混合物であるため、区分に該当しない

12.環境影響情報

生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中への移動性	データなし
オゾン層への有害性	該当しない
その他の情報	主成分のメタンは地球温暖化係数 25 倍 ^{xvii} の温室効果ガスであり、他の成分は揮発性有機化合物であることから、環境中への放散を避けること

13.廃棄上の注意

残余廃棄物（配管中等）	不活性ガスでパージを行い、放出される都市ガスは適切な燃焼器具を用いて燃焼処理を行うこと。
汚染容器及び包装	導管供給の場合、該当しない。 ボンベ供給の場合、勝手に廃棄せず、製造業者または販売業者に問い合わせること。

14.輸送上の注意

国際規制	導管供給の場合、以下該当しない。 ボンベ供給の場合、以下のとおり
国連番号	1971
品名	圧縮メタン又は圧縮天然ガス、高濃度のメタンを含有するもの
国連分類	クラス 2.1
陸上規制情報	ADR（欧州危険物国際道路輸送協定）/RID（欧州危険物国際鉄道輸送規則）の規定に従う
海上規制情報	IMO（国際海事機関）の規定に従う
航空規制情報	ICAO（国際民間航空機関）/IATA（国際航空運送協会）の規定に従う
国内規制	
陸上規制情報	高圧ガス保安法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法に従う
航空規制情報	航空法に従う
特別の安全対策	輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15.適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2、規則34条の2別表第2) メタン、エタン、プロパン、ブタン(1重量%以上含む) 施行令別表第1第5号に定める危険物・可燃性のガス (メタン、エタン、プロパン、ブタン)
海洋汚染防止法	[導管供給の場合] 施行令別表第一の四 危険物(液化メタンガス) [ボンベ供給の場合] 施行令別表第一の四 危険物(液化メタンガス、エタン、液化石油ガス{プロパン、ブタン})
ガス事業法	ガス成分の検査義務(法第29条)
大気汚染防止法	揮発性有機化合物対象外物質(施行令第2条の2:メタン)、揮発性有機化合物(法第2条の4:ブタン)
省エネ法	施行規則別表1(第4条関係、石油ガス、可燃性天然ガス)
地球温暖化対策推進法	温室効果ガス定義(法第2条第2項2号:メタン) 地球温暖化係数(施行令第4条2号:メタン:25 ^{xvii})

ボンベ供給の場合、以下についても適用法令。

消防法	第9条の3 貯蔵・取扱いの届出物質 危険物の規制に関する政令第1条の10 液化石油ガス(300kg)(プロパン、ブタン)
高圧ガス保安法	圧縮ガス(法第2条1:メタン、エタン)、液化ガス(法第2条3:メタン、エタン、プロパン、ブタン)、可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則第2条1:ブタン)
船舶安全法	高圧ガス(危険則第2、3条危険物告示別表第1:メタン、エタン、プロパン、ブタン)
航空法	高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1{圧縮されているもの}:メタン、エタン、プロパン、ブタン) 輸送禁止(深冷液化されているもの:メタン、エタン)
港則法	施行規則第12条危険物(高圧ガス:メタン又は天然ガス、エタン、プロパン、ブタン)

16. その他の情報

本記載内容は、労働安全衛生法の第57条の2に基づき、都市ガスを安全に取り扱うために必要な情報を提供し、都市ガスによる事故を未然に防止することを目的として作成されたものであり、いかなる保証あるいは責任等をお受けするものではありません。

また、注意事項、処置方法などは通常の実施を前提としたもので、特別な実施をする場合には、さらに用途に適した安全対策を講じられるようお願い致します。

医師に対する特別注意事項（意識喪失等重篤な被災者に対し考慮すべきこと）
アドレナリン（エピネフリン：交感神経興奮薬）を服用している場合あるいは不安、労作時のアドレナリン濃度上昇の場合、炭化水素の高濃度ばく露（例えば、密閉された空間、または、意図的な乱用でのばく露）において心臓不整脈を起こす場合がある。交感神経興奮薬の投与が必要な場合は、投与後の心臓不整脈を考慮のこと。

参考文献

1. 厚生労働省職場のあんぜんサイト GHS モデル SDS 情報
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx
 2. 各成分 GHS 分類結果（（独）製品評価技術基盤機構）
http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_index.html
-

- ⁱ ガス工作物技術基準・同解釈例の解説（5次改訂版，2015，日本ガス協会）
- ⁱⁱ ICSC (J) (2000)：国際化学物質安全性カード
<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>
- ⁱⁱⁱ 工業炉ハンドブック（省エネセンター、1997）
- ^{iv} Patty's Toxicology(5th edition) volume4
- ^v 化学便覧基礎編(改定5版)(2004)、丸善
- ^{vi} (普及版)危険物ハンドブック(第1巻)
- ^{vii} 「化学物質毒性ハンドブック第II巻」,p121,(1999),丸善
- ^{viii} 神奈川県環境科学センタ 化学物質安全情報提供システム(kis-net)
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/kagakubushitu/kissnet.html>
- ^{ix} Handbook of Data on Organic Compounds (3rd, 1994)
- ^x RTECS (2006)
- ^{xi} Human Toxicol(1982), vol. 1, 239-247
- ^{xii} ACGIH(2014):TLVs and BEIS
- ^{xiii} 日本産業衛生学会「許容濃度の勧告(2007年度)」
- ^{xiv} ドイツ学術振興会(DFG)：“Occupational Toxicants Critical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens”Vol. 8.
- ^{xv} NTP DB (Access on 2008：米国国家毒性プログラム データベース)
<http://ntp.niehs.nih.gov/>
- ^{xvii} 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26153.pdf>